

※ 許 可 通 知 欄	年 月 日に申請のありました宅地造成に関する工事の施行については、次の条件を付けて許可しましたので、宅地造成等規制法第10条第2項の規定により通知します。					
	伊豆の国市		伊国都計第 号		年 月 日	
許可条件		別紙のとおり				
1	造成主住所氏名	電話 ()				
2	設計者住所氏名	電話 () (申告番号)				
3	工事施行者住所氏名	電話 ()				
4	宅地の所在及び地番	伊豆の国市				
5	宅地の面積	m ²				
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	m ²				
	ロ 切土又は盛土の土量	切土	m ³	盛土	m ³	
	ハ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				m	m	
	ニ 排水施設	別紙の通り				
		番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
				cm	m	
	ホ 崖 ^{がけ} 面の保護の方法					
	ヘ 工事中の危害防止のための措置					
	ト その他の措置					
チ 工事着手予定年月日	年 月 日 (許可の日より 日以内)					
リ 工事完了予定年月日	年 月 日 (許可の日より ヶ月以内)					
ヌ 工程の概要						
7	その他必要な事項					

〔注意〕

- 1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可は不要となります。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。
- 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定めてから工事着手前に届け出てください。
- 5 7欄は、宅地造成に関する工事を施工することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。

宅地造成に関する工事の許可通知書に関する教示について

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、伊豆の国市長に異議申し立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日から 6 箇月以内に、伊豆の国市を被告として訴訟を提起することもできます。